

## 第4期中期目標期間の現況分析単位について（案）

### 1. 現況分析単位の基本的な考え方

- 国立大学法人等については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる観点から、学部・研究科等の教育研究の水準（質の向上の状況を含む）を評価する「現況分析」を行っている。
- 現況分析の単位（分析単位）については、「国立大学法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」及び「大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（令和5年3月23日国立大学法人評価委員会決定）（以下、「実施要領」）の別添1・2に基づき、下記①②を原則とし、予め各法人の意向を確認した上で、国立大学法人評価委員会が決定することとしている。

① 教育の現況分析は、各法人が設置する学部・研究科等とする。

学生に対する教育成果等の水準を測ることから、学生の所属組織の単位である学部・研究科等を分析単位とする。

② 研究の現況分析は、各法人における教員の主たる所属組織とする。

研究成果等の水準を測る上での主体は教員であること、既に多数の法人で教育組織と教員の所属組織が分離していることから、教員の主たる所属組織を分析単位とする。なお、教育組織と教員の所属組織が分離していない場合や法人が学部・研究科等での分析を希望する場合には、従前どおりの分析単位とすることも可能とする。

\* 研究の分析単位として、上記②に記載のとおり教育組織と教員の所属組織が分離しているが、学部・研究科等での分析単位を希望する法人は以下の21法人あり、いずれも分析の対象とする。

|                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形大学、宇都宮大学、群馬大学、東京芸術大学、長岡技術科学大学、福井大学、静岡大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、神戸大学、和歌山大学、島根大学、広島大学、山口大学、福岡教育大学、大分大学、東海国立大学機構（岐阜大学）、奈良国立大学機構（奈良教育大学） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 2. 第3期から第4期の主な変更点

- 研究の分析単位
    - 【第3期】各法人が設置する学部・研究科等
    - 【第4期】各法人における教員の主たる所属組織（※）
- ※実態として研究活動が行われている10名程度以上の組織を想定

- 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点到認定された施設の取り扱い

【第3期】拠点として単一で分析単位とする

【第4期】**教育**：教育関係共同利用拠点は単一では分析単位としない（学部・研究科附属機関の性格が強いため当該学部・研究科等と併せて分析対象とする）。

**研究**：共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点は拠点としては分析単位としない（教員の主たる所属組織としてその研究所や研究施設が分析単位である場合は可）。

### 3. 評価委員会が認める場合に分析対象とするもの

- 上記の原則以外の組織についても、法人の意向を踏まえ、国立大学法人評価委員会が認める場合には、分析の対象とすることも可とされている。（実施要項別添1のI.③6）

- 10名程度より少ない研究組織を分析単位として希望する法人は以下の2法人。いずれも専任教員以外に、実態として当該施設を主たる研究活動組織とする教員を含めると10名程度以上となることから分析の対象とする。

| 法人名  | 研究組織           |
|------|----------------|
| 群馬大学 | 未来先端研究機構       |
| 千葉大学 | ハドロン宇宙国際研究センター |

- 教育関係共同利用拠点を単一で分析単位として希望する法人は以下の1法人。当該施設は学内共同教育研究施設の附属機関であり、特定の学部・研究科に依らないことから独立して分析の対象とする。

| 法人名  | 教育関係共同利用拠点          |
|------|---------------------|
| 金沢大学 | 環日本海域環境研究センター臨海実験施設 |

機構が行う教育研究評価における学部・研究科等の教育研究の水準  
(質の向上の状況を含む)の分析単位について

I. 基本的な考え方

国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる観点から、学部・研究科等の教育研究の水準(質の向上の状況を含む)の分析対象は、以下のとおりとする。

① 教育の現況分析は、各法人が設置する学部・研究科等とする。

学生に対する教育成果等の水準を測ることから、学生の所属組織の単位である学部・研究科等を分析単位とする。

② 研究の現況分析は、各法人における教員の主たる所属組織とする。

研究成果等の水準を測る上での主体は教員であること、既に多数の法人で教育組織と教員の所属組織が分離していることから、教員の主たる所属組織を分析単位とする。なお、教育組織と教員の所属組織が分離していない場合や法人が学部・研究科等での分析を希望する場合には、従前どおりの分析単位とすることも可能とする。

③ その他

- 1) 学部・研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合の教育組織及び学部等連係課程・研究科等連係課程は、学部・研究科と同様に扱う。
- 2) 連合大学院は、基幹校のみを対象とする。
- 3) 共同教育課程は、それぞれの構成大学を対象とする。
- 4) 教育関係共同利用拠点は、学部・研究科附属機関の性格が強いことから、分析単位とせず、当該学部・研究科等において分析する。
- 5) 期中に改組を行った場合、4年目終了時評価に際しては、令和7年度末時点のそれぞれの組織を現況分析の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、改組前からの水準を対象とする。
- 6) ①及び②以外の組織(共同利用・共同研究拠点等)について、法人の意向も踏まえ、評価委員会が認める場合は、分析の対象とすることも可能とする。

II. 評価単位の決定プロセス

1. 対象組織については、法人の意向や評価作業の負担等を踏まえ、法人ごとに個別に定める。
2. 4年目終了時評価に際しては、令和6年度末時点を目処に対象組織を確定し、機構に示すこととする。

機構が行う教育研究評価における大学共同利用機関法人の教育研究の水準  
(質の向上の状況を含む)の評価単位について

I. 基本的な考え方

1. 大学共同利用機関法人については、原則として、法人が設置する大学共同利用機関(国立大学法人法施行規則第1条)とする。
2. 期中に改組を行った場合、4年目終了時評価に際しては、令和7年度末時点の組織を現況分析の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、改組前からの水準を対象とする。

II. 評価単位の決定プロセス

1. 対象組織については、当該法人の意向を聞き、法人ごとに個別に定める。
2. 4年目終了時評価に際しては、令和6年度末時点を目途に対象組織を確定し、機構に示すこととする。